

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和元年台風第15号災害応急対策業務(埼玉ー7)
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	令和2年2月3日
契約の相手方の氏名及び住所	関口工業 株式会社 埼玉県志木市中宗岡1ー3ー34 (埼玉県建設業協会)
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,220,780円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,220,780円(税込み)
随意契約によることとした理由	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。 暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題(交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等)を発生させる恐れがある。 これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる上記業者は、上記建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等有することから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。
備 考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。